

<報道発表資料>

令和4年6月3日

職員の懲戒処分について

1 事件・事故の概要

令和3年度に埼玉県立近代美術館に所属していた職員が、令和3年9月3日（金曜日）から令和4年4月28日（木曜日）までの間、同館が事務局として管理するボイス＋パレルモ展実行委員会委員長名義の口座から15回にわたり総額200万円を不正に引き出し、着服した。

2 処分の内容

【処分1】

- 1 処分内容 懲戒処分（免職）
- 2 処分年月日 令和4年6月3日
- 3 職名・氏名・年齢・性別 主任・村井伸夫・31歳・男性
- 4 所属 教育総務部教職員課
- 5 発生年月日 令和3年9月3日（金曜日）～令和4年4月28日（木曜日）
- 6 処分の理由

当該職員は、令和3年9月3日（金曜日）から令和4年4月28日（木曜日）までの間、ボイス＋パレルモ展実行委員会委員長名義の口座から15回にわたり総額200万円を不正に引き出し、着服した。

【処分2】

- 1 処分内容 懲戒処分（減給3月 10分の1）
- 2 処分年月日 令和4年6月3日
- 3 職名・年齢・性別 副所長・56歳・男性
- 4 所属 埼玉県加須農林振興センター

5 発生年月日 令和3年9月3日（金曜日）～令和4年3月31日（木曜日）

6 処分の理由

当該職員は、埼玉県立近代美術館副館長であった令和3年度に、【処分1】の所属職員に対して、実行委員会会計の通帳と差引簿を照合し、引出しを適正に行うよう特に指揮監督すべきであったにも関わらず、これを怠った。また、実行委員会会計について把握するとともに、自ら毎月1回以上自己検査を実施すべきであったにも関わらず、これを怠った。

【処分3】

1 処分内容 懲戒処分（減給1月 10分の1）

2 処分年月日 令和4年6月3日

3 職名・年齢・性別 担当課長・40歳・男性

4 所属 埼玉県立近代美術館

5 発生年月日 令和3年9月3日（金曜日）～令和4年5月12日（木曜日）

6 処分の理由

当該職員は、埼玉県立近代美術館担当課長として、【処分1】の所属職員に対して実行委員会会計の通帳と差引簿を照合し、引出しを適正に行うよう指揮監督すべきであったにも関わらず、これを怠った。また、自己検査に係る実務を行うべきであったにも関わらず、これを怠った。

● 問合せ先

【処分の内容全般、処分1及び処分3について】

教育局 総務課 人事（事務局等）担当 山口・大島

直通 048-830-6622 内線 6627

E-mail: a6610-07@pref.saitama.lg.jp

【処分2について】

総務部 人事課 人事管理担当 大熊・寺崎

直通 048-830-2431 内線 2430

E-mail: a2425@pref.saitama.lg.jp